

保険会社の投資資産不足額に係る投資収益の益金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
投資資産の額の計算 恒久的施設に係るもの	有価証券から生じた収益の額 14	円	
	不動産から生じた収益の額 15		
	金銭債権から生じた収益の額 16		
	その他の投資資産から生じた収益の額 17		
	合計 18		
	投資資産の額の平均残高 19		
	投資収益率 $\frac{(18)}{(19)}$ 20	%	
	投資資産不足額の恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に対する割合 $\frac{(13)}{(12)}$ 21		
	定額基準 $(13) \times (20)$ 22	円	
	令第187条第3項第1号に掲げる金額 23		
	令第187条第3項第2号に掲げる金額 24		
	令第187条第3項第3号に掲げる金額 25		
	$(24) + (25)$ 26		
	恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額 $(6) \times (11)$ 27	法第142条の3第2項の適用の有無 有・無	
	投資資産不足額 $(12) - (5の②)$ (マイナスの場合は0) 28	益金算入額 $(13) \times (20)$	円

別表十七の三(一) 令三・四・一以後終了事業年度分